

山口県教育ダッシュボードにおける教育データ取扱い方針

山口県教育委員会（以下「県教委」という。）及び山口県立学校（以下「県立学校」という。）は、山口県教育ダッシュボード（以下「ダッシュボード」という。）において教育データを取り扱うにあたり、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護を前提とし、児童生徒本人の利益を最大限に考慮し、適切な形で活用していくという観点から、教育データの取扱い方針を以下のとおり定める。

1 教育データの取扱い

ダッシュボードにおいて可視化・分析される児童生徒の教育データについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づいて適切に取り扱う。

2 対象校

県立高等学校、県立中学校及び県立中等教育学校

3 システム利用者

対象校の教職員及び県教委職員

4 取り扱う教育データ

統合型校務支援システムで管理している学籍に関する情報（指導要録の学籍の記録や各教科・科目等の修得単位数の記録）及び指導に関する情報（指導要録の各教科・科目等の学習の記録、特別活動の記録及び出欠の記録）、対象校が実施するアンケート調査（いじめアンケート、Fit アンケート、進路希望調査等）の回答、学習者用端末や Microsoft Teams、Microsoft365 の利用履歴

5 利用目的

教育データの利用目的は、以下のとおりとする。

- (1) 県教委が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 5 号に規定する「教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」に係る事務を管理し、及び執行するため
- (2) 県立学校が、児童生徒へのきめ細かな学習指導、進路指導及び生活支援を行い、並びにクラスや学校の特徴及び課題を把握し学校運営の改善を行うため

6 教育データの蓄積開始時期

ダッシュボードで取り扱う教育データは、県教委から保護者へダッシュボードの利用に係る教育データの取扱いについて通知した後に蓄積を開始する。

7 教育データの保持期間

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 24 条第 1 項に規定する指導要録の様式 2（指導に関する記録）の保存期間に準じ、児童生徒の卒業後 5 年間、データを保持する。

8 可視化・分析を望まない児童生徒への対応

児童生徒及びその保護者がダッシュボードによる教育データの可視化・分析を望まない場合、いつでもその旨を申し出ることができる。申出に基づき、該当児童生徒のデータを可視化・分析対象としないことができる。

附則

この方針は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。